

願真卿有対物と無対物

最二判590120

願真卿の書を所蔵する財団が、複製物を正当に所有する出版社が発行した出版物について販売差止と廃棄を求めた

美術の著作物の原作品の所有者でない者が、**有体物**としての原作品に対する所有者の排他的支配権能をおかすことなく原作品の**無体物**としての著作物の面を利用しても、原作品の所有権を侵害するものとはいえない

願真卿の書
がんしんけい

美術の著作物の原作品は、それ自体有体物であるが、同時に無体物である美術の著作物を表現しているものというべきところ、**所有権**は有体物をその客体とする権利であるから、美術の著作物の原作品に対する**所有権**は、その**有体物**の面に対する排他的支配権能であるにとどまり、無体物である美術の著作物自体を**直接排他的に支配する権能ではない**

原作品の所有権者はその所有権に基づいて著作物の複製等を許諾する権利をも慣行として有するとするならば、著作権法が著作物の**保護期間を定めた意義**は全く没却されてしまうことになる

著作権（財産権）

財産権における「○○権」 → 他人が無断で○○することを止めることができる権利(許諾権)

複製権 コピーを作ることに関する権利

- ・どのような方法であれ、著作物を形のある物に再製する(コピーする)ことに関する権利
- ・「生」のものを録音・録画・筆記することも含む
- ・脚本等の演劇用の著作物にあっては、その上演又は放送を録音・録画することも含む

違法コピーの代償

1999年5月 : 東京リーガルマインド(LEC)が、校舎内の136台のパソコンにおいて、Microsoft, Apple, Adobeのソフトを**違法コピー**(計545コピー)して使用していることが調査(証拠保全手続)により発覚

2000年4月 : Microsoft, Apple, Adobeは、LECに対して損害賠償(約1億1,500万円)を求める民事訴訟を提訴

和解交渉進めるも、損害賠償に関して折り合はず

LECの主張

違法コピーのソフトは全て削除し、**正規品を新たに購入したので損害賠償する必要はない**(一旦、正規に購入されたソフトは永久に使用できるものであるから、過去の不正コピーによる使用分も遡ってカバーされる)

Microsoft, Apple, Adobeの主張

ソフト業界に於いては、権利者が過去の違法行為に対して損害賠償を求める場合は、**正規品小売価格の2倍以上の格差を付けることが当たり前**

5

違法コピーの代償

2001年5月16日 : 東京地裁判決

不正コピーが発覚した後に正規品を購入すれば、損害賠償をする必要はないとのLECの主張を全面的に否定し、約8500万円の支払いを命じる

- ・著作権侵害行為は複製したことによって成立し、これにより、被告(LEC)は複製品の使用を中止すべき**不作為義務**を負うと共に、原告方に与えた損害を賠償すべき義務を負う。即ち、原告からの受けた損害額は、被告がプログラムを**違法に複製した時点において既に確定**したものである。
- ・その後、被告は原告から違法複製品の使用の中止を求められ、引き続いでもうけるために正規品を購入しているが、この行為は不法行為と別個独立して評価されるべき利用者としての**自由意志に基づく行為**にすぎず、これによって、既に確定した損害賠償の義務が消滅するものではない。
- ・損害額は、違法コピーしたプログラムの数に正規品1個当たりの小売価格を乗じた額とする

2002年12月 : 控訴審において、東京高裁の和解勧告を受け入れて両者和解(和解の内容及び経緯は公表されず)

6

ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件

最判530907

楽曲の偶然の一一致は著作権侵害にならない

著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを作成することをいうと解すべきである

既存の著作物と同一性のある作品が作成されても、それが既存の著作物に依拠して再製されたものでないときは、その複製をしたことにはあたらず、著作権侵害の問題を生ずる余地はない

既存の著作物に接する機会がなく、従って、その存在、内容を知らないものは、これを知らないことにつき過失があると否とにかかわらず、既存の著作物に依拠した作品を再製するに由ないものであるから、既存の著作物と同一性のある作品を作成しても、これにより著作権侵害の責に任じなければならないものではない



7

著作権（財産権）

コピーを使わずに公衆に伝えること(提示)に関する権利

上演権 演奏権

22条

- ・公に上演したり演奏したりすることに関する権利
- ・CDやDVDの再生も含む

上映権

22条の2

- ・ビデオテープやDVDなどに録画されている著作物を公に上映することに関する権利

・ダウンロードした動画や静止画をディスプレイに映し出して公衆に見せることも含む

公衆 送信権

23条1項

- ・著作物を公衆向けに送信することに関する権利

・テレビ、ラジオなどの放送、CATVなどの有線放送、サーバからのインターネット送信(自動公衆送信)などを含む

・自動公衆送信の場合、サーバへのアップロード(送信可能化)という行為も含む(複製権も侵害)

8

カラオケ法理

クラブキヤツツアイ

最三判630315

演奏権

JASRAC → クラブ

ホステス等従業員や客にカラオケ伴奏により被上告人の管理にかかる音楽著作物たる楽曲を歌唱させることは、当該音楽著作物についての著作権の一支分権たる**演奏権**を侵害する

生カラちゃん

クラブ側の

①**管理支配性**：客は店の管理の元に歌唱させ店の雰囲気作り
 ②**営業上の利益**：集客を図り利益を上げている
 客による歌唱もクラブの歌唱と同視し得る
 この事件当時は、音楽著作物の演奏再生は合法(附則14条、11年廃止)

伊藤正己の意見：客のみが歌唱する場合についてまで、営業主たる上告人らをもつて音楽著作物の利用主体と捉えることは、いさか不自然

9

カラオケ装置リース

演奏権

最二判130302

カラオケ装置のリース業者は、リース契約の相手方に対し、著作権者との間で著作物使用許諾契約を締結すべきことを**告知**するだけでなく、契約を締結し又は申込みをしたことを**確認**した上でカラオケ装置を引き渡すべき**条理上の注意義務**を負う

けだし

① カラオケ装置は著作権**侵害**を生じさせる**蓋然性の高い**装置
 ② 著作権侵害は刑罰法規にも触れる**犯罪行為**
 ③ リース業者は、カラオケ装置の賃貸により**営業上の利益**を得ている
 ④ カラオケ装置のリース業者としては、著作権侵害が行われる**蓋然性を予見すべき**
 ⑤ リース業者は、契約の締結を**容易に確認**することができる

10

著作権（財産権）

コピーを使わずに公衆に伝えること(提示)に関する権利

公の 伝達権 <small>23条2項</small>	・公衆送信された著作物を、 テレビ などの受信装置を使って公に伝達する(公衆に見せたり聞かせたりする)ことに関する権利
口述権 <small>24条</small>	・言語の著作物を朗読などの方法により 口頭 で公に伝達することに関する権利 CDに録音された著作物の再生も含む
展示権 <small>25条</small>	・美術の著作物と未発行の 写真 の著作物の 原作品 を公に展示することに関する権利



The screenshot shows the Maneki TV website. At the top, there's a promotional message about broadband environments and the service's features. Below it, the 'MRNEKITV DATA CENTER' section illustrates the connection between a 'ベースステーション' (Base Station) and a 'モニター' (Monitor) via the 'INTERNET'. A globe icon represents the data center. On the left, a sidebar lists various service-related links. At the bottom, a '新着情報・お知らせ' (New Information) section contains several bullet points about legal notices and usage terms.

まねきTV

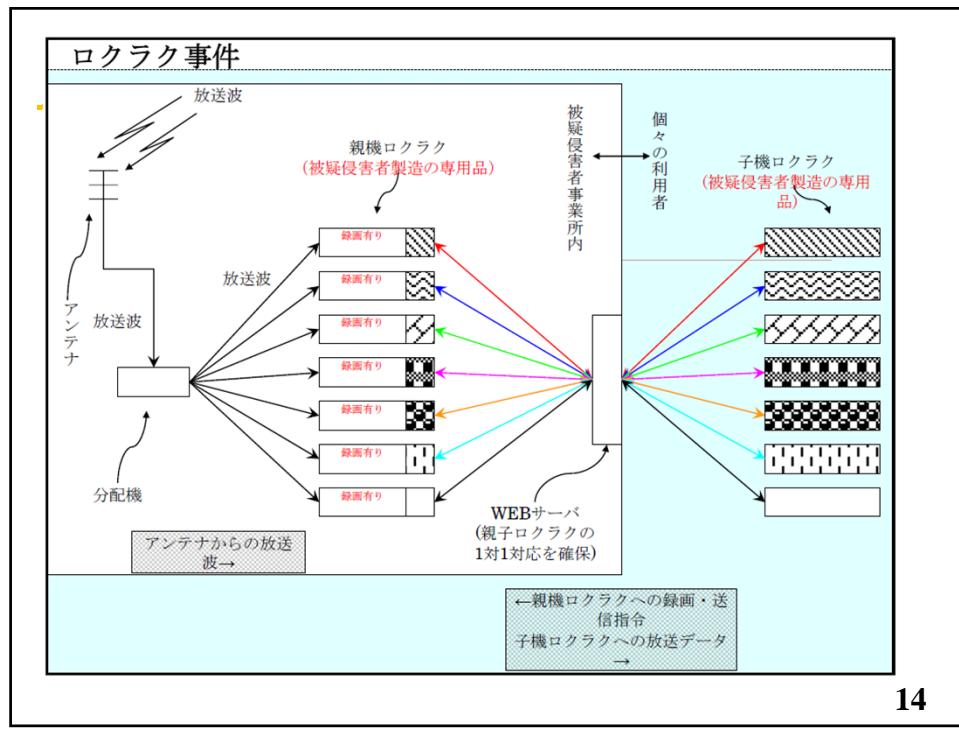
永野商店

TV番組の海外転送サービスは著作権侵害

TV番組を専用機器で受信し、インターネット経由で個人向けに転送するサービス

- 東京地裁：【勝訴】「まねきTV」は適法
テレビ局側の請求棄却(08/06/20)
- 知財高裁：【勝訴】権利侵害していない
テレビ局側の請求棄却(08/12/15)
- 最高裁：差し戻し侵害と判断**
テレビ局側敗訴破棄差戻し(11/01/18)
- 知財高裁：【敗訴】サービス差し止め、テレビ局の訴え認める
(12/01/31)
- 最高裁：【敗訴】上告棄却 知財高裁の判決確定(13/02/14)

13



14

ロクラク II

日本デジタル家電

TV番組をインターネットと利用者所有のレコーダ2台を組み合わせ、日本のテレビ番組を海外でも視聴できるようにしたサービス

- ・ 東京地裁：「ロクラク II」違法
テレビ局側が勝訴(08/03/17)
- ・ 知財高裁：著作権は侵害していない
地裁判決取消(09/01/17)
- ・ 最高裁：差し戻し
知財高裁の判決を破棄(11/01/20)
- ・ 知財高裁：差止請求、損害賠償請求共に認める(12/01/31)
- ・ 最高裁：上告棄却 知財高裁の判決確定(13/02/14)

15

著作権（財産権）

コピーを使って公衆に伝えることに関する権利

譲渡権

26条の2

・著作物を公衆に譲渡することに関する権利
映画の著作物は除く

貸与権

26条の3

・著作物を公衆に貸与することに関する権利
映画の著作物は除く

颁布権

26条

・映画の著作物に限り、譲渡と貸与の両方をカバーする権利
譲渡によっても権利は消尽しない

16

著作権（財産権）

二次的著作物の創作・利用に関する権利

二次的著作物の創作権

27条

- ・著作物(原作)を翻訳、編曲、変形し、又は脚色、映画化、その他翻案することに関する権利

二次的著作物の利用権

28条

- ・自分の著作物(原作)から創られた二次的著作物をさらに第三者が利用することに関する権利

翻訳物をコピーする場合、翻訳者はもちろんのこと、原作者の許諾も得なければならない

17

キャンディ・キャンディ

東高120330



翻案権、放送権、氏名表示権

原作者



漫画家



争点：連載漫画の登場人物の絵のみを利用する行為に対して原作者としての権利が及ぶか

原作者は、二次的著作物の一部の利用に関しても、それが原著作物の内容を覚知できる部分かどうかに関わらず、二次的著作物の著作者と同様の権利を有するから、原作者は、マンガ家と同様、漫画の登場人物の絵のみを複製する行為に対しても、著作権侵害を理由として差止め等を求めることができる

18

江差追分事件 最一判130628

翻案権, 放送権, 氏名表示権

北の波濤に唄う ノンフィクション書籍

NHKTV番組 「ほっかいどうスペシャル・・・江差追分のルーツ・・・」

NHKTV番組 争点: プロローグの翻案にあたるか

にしん御殿



既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらない。

本件ナレーションは、本件著作物に依拠して創作されたものであるが、本件プロローグと同一性を有する部分は、表現それ自体ではない部分又は表現上の創作性がない部分であって、本件ナレーションの表現から本件プロローグの表現上の本質的な特徴を直接感得することはできないから、本件プロローグを翻案したものとはいえない。

19

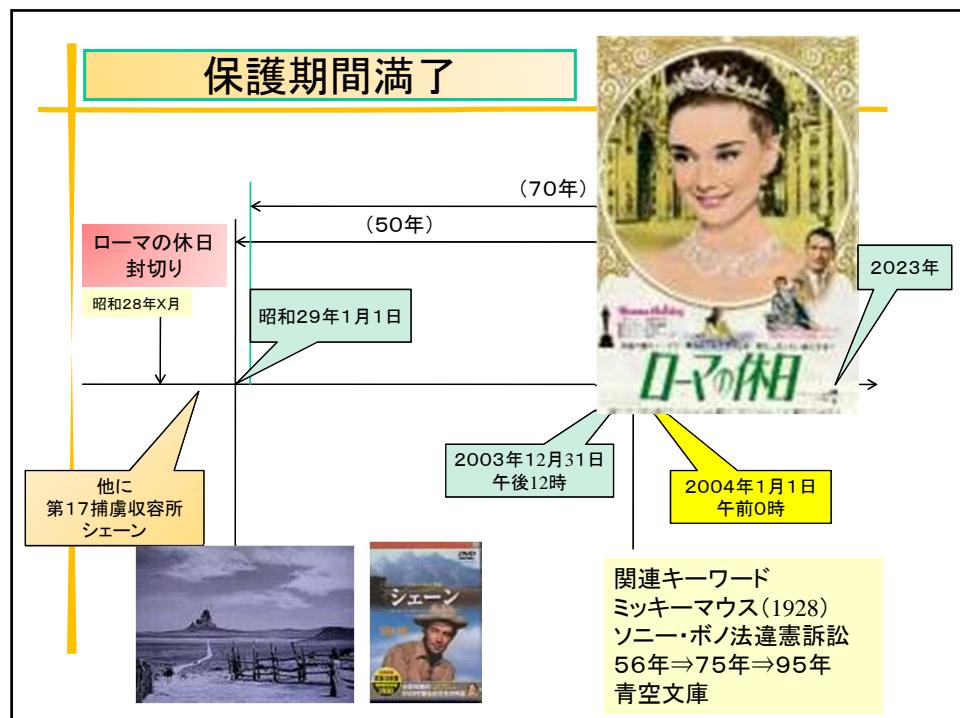
保護期間 (51条～58条)

原則(51条)	著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる著作者の死後(共同著作物にあっては、最後に死亡した著作者の死後) 50年を経過するまでの間、存続
団体名義の著作物の保護期間(53条)	その著作物の公表後50年
映画の著作物の保護期間(54条)	公表後70年

青空文庫 青空文庫は、利用に対価を求めない、インターネット電子図書館
著作権の消滅した作品と、「自由に読んでもらってかまわない」とされたものを、テキストと XHTML(一部 HTML)形式で揃えている。
<http://www.aozora.gr.jp/index.html>

ローマの休日 米映画会社のパラマウント・ピクチャーズ・コーポレーションが、「ローマの休日」の映画の著作権保有を主張し、格安DVDを販売しているファーストトレーディングに販売差し止めなどを求めた仮処分申請で、東京地裁は06年7月11日、映画の保護期間は2003年末で満了しているとして、申し立てを却下

20



著作権消滅

著作権の消滅

- 相続人が不存在の場合
 - 著作権者である法人が解散した場合
- 著作権は消滅**

(相続人の不存在の場合等における著作権の消滅)

62条 著作権は、次に掲げる場合には、消滅する。

一 著作権者が死亡した場合において、その著作権が民法959条(残余財産の国庫への帰属)の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

保護期間の満了による消滅

Q; 著作権は放棄できるか。

まとめ



- 1 他人の著作物を知らずに、酷似した作品がたまたま出来上がった場合にも、著作権侵害となるか
- 2 著作物の全体ではなく、一部分を真似ただけの場合は著作権の侵害とはならないか
- 3 外国において日本のテレビ番組を視聴できるように、家族がネットに接続した録画機器に録画することは侵害となるか。

ご清聴 ありがとうございました。